

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成30年8月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 平成30年度第5回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年8月10日(金)午後4時00分から午後5時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号 非農地証明願について

(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について

### 2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄考	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(0人)

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 欠 席

(2) 欠席委員(1人)

9番 渡邊 幸伸

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

平成30年度第5回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後5時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。  
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名の出席でございますので菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。  
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。  
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。  
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に8番 古庄委員 9番 坂本委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「非農地証明願について」を議題とします。

番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 非農地証明願について説明します。  
申請者は議案書のとおりです。  
申請地：原水字上長塚4990番1  
地 目：畑  
現 況：宅地  
面 積：627㎡

この議案につきましては、現地調査を8月2日（木）に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P2をご覧ください。

現地は、昭和40年頃からすでに宅地として使用されており、地目を変更されず今まで宅地として使用されていたようです。地震に伴い、居宅を解体した際に地目が畑のままであったことが判明したとのことです。現地はすでに宅地で、農地の用を呈しておらず、故意的な違反転用ではないと認められるため、非農地とすることが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8番委員 第1号議案の番号1について、8番委員が説明します。  
本申請地は、事務局からの説明のとおり、昭和40年頃から家が建っていました。私が小さい頃にはすでに家が建っていたことを記憶しています。周辺に申請地以外の農地はありません。転用に伴う影響もないと思われますので、よろしくご審議お願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。ありませんか？

事務局 当該地には昭和40年から住宅がたっており、住宅の保存登記も添付されております。

議長 他にありませんか？  
無いようですので、採決を行います。  
第1号議案の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。  
全員賛成です。  
よって議案第1号の番号1は、「非農地化相当」と決定します。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。  
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。  
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。  
菊陽町長より平成30年8月8日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が7件の22筆で合計面積51,812㎡、2の所有権移転が1件の2筆で合計面積2,772㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

議長 よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第2号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。